

**令和3年度**

**長野県公共事業 再評価について**

令和3年12月

長野県公共事業評価監視委員会

# 目 次

1	本年度の審議対象事業	・・・1
2	再評価事業に関する委員会としての意見	・・・2
	(1) 道路改築事業 一般県道豊田中野線 笠倉～壁田【中野市】	・・・2
	(2) 街路事業 都市計画道路県庁篠ノ井線 川中島～篠ノ井【長野市】	・・・2
	(3) 抽出以外の箇所	・・・3
3	おわりに	・・・3

# 令和3年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

## ～公共事業 再評価対象事業に関する意見～

### 1 本年度の審議対象事業

長野県公共事業評価実施要領第16の規定により、審議案件については、県から再評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

本年度は、表－1に示す6箇所の意見聴取があり、全てについて資料確認し、代表箇所の説明を聞いた上で、詳細な審議の対象として2箇所を抽出した。

表－1 意見聴取・抽出箇所

担当 部局	事業 種類	再評価 理由	事業名	路河川名等※	箇所名 (市町村名)	事業概要	予定工期	全体事業費 (千円)	県の 再評価 案	抽出 箇所
建設部	地すべり対策	②	急傾斜地崩壊対策等事業	(急)西峯	中条西峯 (長野市)	補強土壁工 L=181.5m H=4.5m~7.5m 崩壊土砂防止柵工 L=108.5m H=3.2m~5.0m	H24~R5 (2012~2023)	593,000	継続	
建設部	主要な道路の整備	④	道路改築事業	(国)152号	小嵐バイパス (飯田市)	道路築造工 L=2,425m W=6.5(8.0)m	H19~R5 (2007~2023)	2,100,000	継続	
建設部	主要な道路の整備	②	道路改築事業	(国)418号	天竜川橋 (天龍村)	道路築造工 L=450m W=6.0(9.50~9.75)m	H24~R8 (2012~2026)	2,700,000	継続	
建設部	主要な道路の整備	④	道路改築事業	(一)豊田中野線	笠倉~壁田 (中野市)	道路築造工 L=1,810m W=6.0(9.75)m	H19~R5 (2007~2023)	5,000,000	継続	○
建設部	補完的な道路の整備	⑤	街路事業	(都)竜東線	中央北 (伊那市)	道路改築工 L=262m W=7.0(16.0)m	H25~R6 (2013~2024)	530,000	継続	
建設部	補完的な道路の整備	⑤	街路事業	(都)県庁篠ノ井線	川中島~篠ノ井 (長野市)	道路改築工 L=384m W=13.0(22.0~25.0)m	H25~R6 (2013~2024)	1,130,000	継続	○
詳細審議箇所 計										2

・事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢等の変化等の観点から、「継続」、「見直して継続」、「中止」の3段階で評価

[再評価理由]

- ① 事業採択後、5年間を経過した後も未着工の事業
- ② 事業採択後、10年間が経過した時点で継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後、5年間が経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業
- ⑤ その他必要と認める事業

※ (急):急傾斜地崩壊危険箇所 (国):一般国道 (一):一般県道 (都):都市計画道路

## 2 再評価事業に関する委員会としての意見

### (1) 道路改築事業 一般県道豊田中野線 笠倉～壁田 【中野市】

■ 審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

#### 【判断に至った理由】

- 第一次震災対策緊急輸送路に指定されている国道 117 号と国道 292 号を結び、千曲川の出水時においても通行可能な新たなルートとして、災害に強い道路ネットワークが形成されるため。
- 豊田地区と中野市街地とのアクセス性の向上により、救急医療搬送の時間短縮や、地域間交流の促進が期待されるため。
- 熊本地震等を踏まえた基礎構造の設計見直しにより事業費が増額となるが、変更はやむを得ないものであり、増額後も費用便益比が 1.0 以上であるため。

#### 《審議上の意見》

- 熊本地震や令和元年東日本台風など近年の災害を踏まえた設計の見直しや確認を行っており、災害に強い道路として、早期の完成を期待する。

### (2) 街路事業 都市計画道路県庁篠ノ井線 川中島～篠ノ井 【長野市】

■ 審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

#### 【判断に至った理由】

- 道路拡幅改良により、慢性的な交通渋滞の解消による円滑な都市交通や快適な歩行空間が確保されるため。
- 暫定的な右折車線の整備により、交通渋滞の緩和の効果が発現してきている。引き続き、全体計画の完成により、更なる円滑な交通や歩行者の安全確保が期待されるため。

#### 《審議上の意見》

- 用地買収、補償について、代替地の提案など丁寧な交渉を行うことで、事業の進捗を図っていく必要がある。
- 自転車と歩行者の安全を確保するため、通行帯の区分けなどについても検討する必要がある。
- できる限り景観に配慮した整備を検討する必要がある。

### (3) 抽出以外の箇所

抽出以外の、急傾斜地崩壊対策等事業 中条西峯ほか3箇所については、第1回長野県公共事業評価監視委員会において、県からの資料提供及び説明を聞く中で、事業の必要性、事業の進捗状況等から、県の評価案のとおり「継続」とすることを妥当と判断した。

## 3 おわりに

本年度の対象箇所は、事業期間の延長や全体事業費の大幅な増加を伴うものもあるが、それぞれ必要なものと判断した。

事業の継続に当たっては、コストの縮減を図りつつも、本来の事業目的を損なうことなく、整備効果が早期に発現されることを求める。

現在の再評価制度では、事業採択後長期間を経過している箇所等について評価を行うこととしているが、継続箇所に係るチェック機能と、県民への説明責任を果たしていくためには、事業期間に関わらず、事業費が大幅に増加する箇所については再評価の対象とすることが望ましい。

以 上